

作業停止計画調整マニュアルの変更概要

2022年3月4日

電力広域的運営推進機関



- 「作業停止計画調整マニュアル」は発電設備及び流通設備の作業停止を計画的かつ円滑に実施するため以下に係る詳細事項について解説するものであり、2018年10月に策定した。
 - 電力広域的運営推進機関の業務規程
 - 第11章 作業停止計画の調整
 - 第12章 系統情報の公表
 - 附則（平成30年6月29日）
 - 送配電等業務指針
 - 第12章 作業停止計画の調整
 - 附則（平成30年6月29日）
- 実運用における課題等で考え方の整理が必要となった場合は、適宜マニュアルを見直している。
- 今回、N-1電制本格適用、配電事業ライセンス創設に対応するため、「作業停止計画調整マニュアル」への反映事項を整理した。

(1) N-1電制本格適用に伴う対応

- N-1電制本格適用に伴い、2023年4月以降、流通設備作業時における先行適用電源の優先抑制がなくなることを踏まえ、作業停止計画調整上の制度移行対応に関する解説を追加

(2) 配電事業ライセンス創設に伴う対応

- 2022年度の配電事業ライセンス創設に伴い、定款、業務規程、送配電等業務指針の変更が行われるため、配電事業者の作業停止計画調整に関連する解説を追加

(3) その他

- 今回の変更に合わせて、上記の(1)、(2)以外に、マニュアルの読み易さ、分かり易さを向上させるため、マニュアル全体において、章構成の変更、解説の充実化、曖昧な事項の明確化等を実施

■ N-1電制本格適用に伴い、2023年4月以降、流通設備作業時における先行適用電源の優先抑制がなくなることを踏まえ、作業停止計画調整上の制度移行対応に関する解説を追加

変更前（変更箇所は朱書き）	変更案（変更箇所は朱書き及び図中の赤枠）
<p>2. (6) 広域連系系統（連系線を除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方</p> <p>イ 発電制約量の配分</p> <p>(イ) 定格容量比率按分の具体的な事例</p> <p>g N-1先行適用電源の扱い</p> <p>一般送配電事業者は、発電制約対象として、N-1先行適用電源がある場合は、当該発電機に優先的に発電制約量を配分する。</p>	<p>3. 広域連系系統（連系線を除く）において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方</p> <p>3.2 発電制約量の配分</p> <p>3.3 定格容量比率按分の具体的な事例</p> <p>3.3.9 N-1先行適用電源の扱い</p> <p>一般送配電事業者は、発電制約対象として、N-1先行適用電源がある場合は、当該発電機に優先的に発電制約量を配分する。</p> <p>なお、本章「3.3.9 N-1先行適用電源の扱い」は、N-1電制本格適用により2023年4月以降廃止されるため、一般送配電事業者は、2023年4月以降の期間を含む作業停止計画について、N-1先行適用電源の優先抑制を前提に算出した発電制約量発電制約対象事業者に通知済の場合、N-1電制本格適用に伴う優先抑制の撤廃により発電制約量が変更となる可能性がある旨を発電制約対象事業者に速やかに通知する。（年度跨ぎ作業は、2023年3月分まで優先抑制を適用し、2023年4月以降分は優先抑制を適用しない）</p>

制度移行対応を追加
(事業者への通知)

2 - 3. 先行適用電源の取扱い

19

【論点】

- 先行適用電源に本格適用のルールを適用することは見直し不要。
- **ただし、先行適用電源のオペレーションの費用（代替電源調達費用、再起動費用）を本格適用電源と同等に措置するタイミングについてご議論いただきたい。**
- 一方で、この場合の2018年より開始している先行適用電源の電制時のオペレーション費用について、どのタイミングから本格適用と同等の措置を行うかは論点と考える。
- 先行適用電源は早期連系の受益を享受しているものの、以下の点を踏まえ、**本格適用のオペレーション費用支払い時点（2023年4月託送供給等約款改定タイミング）から、本格適用電源と同様に扱っていくこと（電制時にはオペレーション費用を一般負担で支払う）**とすることでどうか。
- ✓ 今後のメリットオーダーに基づく系統利用ルールの下では、**先行適用・本格適用に係わらず、N-1電制は流通設備の運用容量拡大への寄与が期待できること**
- ✓ 先行適用電源が使用している**既設系統の容量活用にあたっては、本格適用相当のオペレーション費用の支払いが必要**であること（次頁参照）
- ✓ 本格適用と同等の扱いとすることで、**系統アクセス申込みの駆け込みや見合せ等を抑制**できること
- なお、この先行適用電源への**オペレーション費用の支払い開始（2023年4月）以降は**、2018年より開始している**先行適用と本格適用をわける理由はなくなる**ため、以下の経過措置を実施したうえ、これまで早期連系の受益者自身の負担として先行適用電源に設定してきた**流通設備の作業時の優先抑制は適用しない**こととする。
- ✓ 年度跨ぎ作業は、2023年3月分まで優先抑制を適用し、2023年4月以降分は優先抑制を適用しない。
- ✓ 優先抑制を前提に発電制約量を通知した2023年4月以降の作業がある場合は、本格適用により経過措置の適用や優先抑制が撤廃される可能性がある旨を速やかに追加通知する。

■ 2022年度の配電事業ライセンス創設に伴い、定款、業務規程、送配電等業務指針の変更が行われるため、配電事業者の作業停止計画調整に関連する解説を追加

変更前（変更箇所は朱書き）	変更案（変更箇所は朱書き及び図中の赤枠）
<p>2. (1) 作業停止計画の提出 作業を計画する一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）は、作業停止計画を広域機関若しくは一般送配電事業者に提出する。（広域機関システムの入力支援ツールの使い方など提出にあたっての詳細は、別途定める「作業停止計画記載要領」参照）</p>	<p>2.1 作業停止計画の提出 作業を計画する一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電契約者及び実同時同量の契約者（以下「作業停止計画提出者」という。）は、送配電等業務指針第230条第1項、第232条、第234条第1,3項、第236条第1,3項、第241条第1～3項及び第242条第2,3項の規定に基づき、作業停止計画を広域機関若しくは一般送配電事業者に提出する。（広域機関システムの入力支援ツールの使い方など提出にあたっての詳細は、別途定める「作業停止計画記載要領」参照）</p>
<p>2. (4) 作業停止計画の調整</p>	<p>2.4 作業停止計画の調整</p>
<p>図 2 作業停止計画調整対応イメージ</p>	<p>図 2.4-1 作業停止計画調整対応イメージ</p>

- マニュアルの読み易さ、分かり易さを向上させるため、マニュアル全体において、章構成の変更、解説の充実化、曖昧な事項の明確化等を実施

	変更項目	変更概要
(ア)	章構成の変更	•複数の章にまたがっていた類似の解説を関連業務の単位でまとめるように変更
(イ)	解説の充実化	•既記載内容の考え方、計算過程の追加 •本文と図表の記載内容の相互反映 (本文の記載内容を図表に反映、図表の記載内容を本文に反映) など
(ウ)	曖昧な事項の明確化	•業務規程、送配電等業務指針の参照条項の明確化 •手順、留意事項等の明確化 •主語、目的語等の省略部分の明確化 など
(エ)	記載の統一	•同様な意味で異なる用語を使用している箇所の記載を統一
(オ)	記載の適正化	•表現上の見直し •図の調整 など